

一般社団法人日本性感染症学会

認定医制度規則

第1章 総 則

- 第1条 一般社団法人日本性感染症学会（以下、本会という）は、性感染症の病態解明、予防、診断および治療の進歩に即応した優秀な医師の養成をはかることにより、国民の衛生、福祉に貢献することを目的として、日本性感染症学会認定医（以下、認定医という）制度を設ける。
- 第2条 本会は、前条の目的を達成するため、本会内に認定医制度委員会を置く。

第2章 認定医制度委員会

- 第3条 認定医制度委員会（以下、委員会という）は、第1条に掲げる目的を達成するために必要な事項を取り扱う。
- 第4条 委員会の委員（以下、委員という）は、理事会の議を経て、理事長が指名する本会理事および幹事・代議員各若干名をもって構成する。
- 第5条 委員会の委員長（以下、委員長という）は、委員の互選により選出する。委員長は、委員会を招集し、本制度の円滑な運営を図る。
- 第6条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 第7条 委員会には、業務の運営に必要な各種小委員会をおくことができる。
- 第8条 委員会の事務は、一般社団法人日本性感染症学会事務局が取り扱う。

第3章 認定医の資格

- 第9条 認定医の資格を申請するものは、次の各項の条件を満足していなければならない。
1. 申請時において、満3年以上、本会の会員であること。
 2. 日本国の医師免許証を有すること。
 3. 日本内科学会において定められたいずれかの認定医、日本泌尿器科学会専門医、日本産科婦人科学会専門医、日本皮膚科学会専門医、日本小児科学会専門医、日本耳鼻咽喉科学会専門医、日本眼科学会専門医であること、または委員会が性感染症と関連が深いと認める学会の認定医あるいは専門医の資格を有し、5年以上、性感染症に対する基礎的研究または臨床の経験を有すること。ただし、これらに該当しない場合でも、性感染症に対し十分な臨床経験を5年以上積んでいると判断される者は、委員会の議を経て、同等の資格を有するものとみなすことができる。
 4. 本会の定める教育研修の必要単位を取得していること。〔細則1参照〕
 5. 本会が行う認定医資格試験に合格していること。〔細則2参照〕

第4章 認定医の受験申請手続

- 第10条 認定医の資格試験を受験申請する者は、次の各項に定める書類を認定医制度委員会に提出し、受験申請手数料を納付すること。
1. 認定医申請書（様式1）
 2. 医師免許証（写し）
 3. 第9条第3項に定められた専門医または認定医の資格を有するものはそれを

証明する書類（写し）。

4. 前項の専門医・認定医資格を有しないものは、直近 5 年以上の性感染症に対する基礎的研究または臨床の経験を証明する書類を提出し、認定医委員会で承認を受けること（様式 B）。
5. 教育研修記録〔細則 1 参照〕（様式 2）

第 5 章 認定医の更新

第 11 条 認定医は、5 年ごとに審査を受けて、その認定を更新するものとする。更新の条件として、引き続き本会の会員であり、前回の認定以降に本会の定める教育研修の単位 50 単位以上を取得していることが必要であり、手続に際して、申請期日以内に次の各項に定める書類を認定医制度委員会に提出し、更新申請手数料を納付する。

1. 認定医更新申請書
2. 教育研修記録〔細則 1 参照〕

第 6 章 認定証の交付

第 12 条 理事長は、認定医資格試験合格証によって認定医の登録申請を完了し、登録料を納付した者に対し、認定証を交付する。

第 7 章 認定医資格の喪失

第 13 条 認定医は、次の各項の理由により、その資格を喪失する。

1. 自ら意思表示して、認定医としての資格を辞退したとき。
2. 本会会員としての資格を喪失したとき。
3. 所定の期日までに資格認定更新を申請しなかったとき。
4. 認定医としてふさわしくない行為があったとき。

2016 年 3 月 23 日一部改訂